

名古屋港におけるクルーズ船受入の際の感染拡大予防マニュアル

令和2年10月12日策定
令和3年2月1日（第二版）

名古屋港においてクルーズ船の安全・安心な受入を実現するために、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）禍におけるクルーズ船受入の際の感染拡大予防マニュアルを定める。本マニュアル作成にあたっては「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」（令和2年10月23日（第二版）・日本港湾協会。以下「港湾ガイドライン」という。）、「当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について」（令和2年10月23日（一部見直し）・国土交通省港湾局。以下「留意事項」という。）等を参考とした。なお、港湾ガイドライン及び留意事項は日本船籍のクルーズ船（以下「日本船」という。）の国内クルーズを対象としているため、本マニュアルの対象も日本船の国内クルーズとする。

今後港湾ガイドライン及び留意事項等の内容が更新された場合は、本マニュアルについても更新を行う。

1 入港予約受付及び入港前の調整・情報共有等

(1) 入港予約受付

①入港予約依頼

本組合は本港への入港を希望するクルーズ船に対し、係船岸壁使用許可までの間の岸壁利用調整のために入港予約を受け付ける。

入港予約を希望するクルーズ船社（船舶代理店を含む。以下同じ。）は名古屋港クルーズ船入港予約依頼書を本組合に提出する。

②入港予約依頼書への添付資料

クルーズ船社は入港予約依頼書に、日本海事協会の認証の写し、港湾ガイドライン及び「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年10月23日（第二版）・日本外航客船協会。以下、「船舶ガイドライン」という。）を踏まえた安全対策についての具体的方針等を記した感染者発生時の対応計画書（以下「対応計画書」という。）を添付すること。

③地域の関係機関との合意

クルーズ船の本港への入港にあたり、クルーズ船社は都道府県等の衛生主管部局を含む地域の関係機関（以下「地域の関係機関」という。）の了解を得る必要があるため、本組合は地域の関係機関で構成される協議会（以下「協議会」という。）を設置する。本組合は当該協議会委員にクルーズ船社より提出された入港予約依頼書書類一式を送付し、受入についての合意を図る。

④入港予約受付

本組合は以下の条件に該当するクルーズ船について入港予約の受付を行う。

- －日本海事協会の認証（バイオセーフティマネジメントシステム）を取得していること（※当該認証は、当該日本船が船舶ガイドラインに基づき感染防止対策を適切に行うことの確認となる。）。
- －協議会の合意を得ていること。

(2) 入港前の調整・情報共有等

- ・本組合は必要に応じ地域の関係機関、施設管理者等と調整を行い、課題が出された場合はクルーズ船社と課題の調整を行う。
- ・本マニュアル、港湾ガイドライン及び留意事項に照らし本港の受入体制に課題がある場合は、本組合はクルーズ船社と課題の調整を行う。
- ・本組合は港湾の背後地における感染症の発生状況や医療機関の対応状況等を考慮しながら、必要に応じクルーズ船社と課題の調整を行う。
- ・本組合はクルーズ船社、地域の関係機関、施設管理者等との調整の中で出た課題が協議会全体で共有すべき課題であるときは、これを協議会に共有する。
- ・クルーズ船社は乗客や乗員の氏名、連絡先等の情報（濃厚接触情報を含む。）を下船後少なくとも14日間保存すること。
- ・クルーズ船社は、本組合からの情報提供の求めに誠実に対応するとともに、上記課題等の調整において、本組合及び地域の関係機関に最大限の連携・協力を行うこと。

(3) 情報提供等

- ・クルーズ船社は、安全対策について、乗客のみならず本港の背後地域の県民・市民向けにも十分な情報提供を行う必要があることを理解し、本組合や愛知県、名古屋市が行う広報について最大限の連携・協力を行うこと。また、当該広報の準備には時間がかかる場合があることを理解し、時間的余裕をもって本組合等との連携・協力のための協議を行うこと。
- ・本組合は本港に寄港するクルーズ船が寄港地観光を目的とする場合については、寄港地周辺の交通機関、観光施設等で実施されている感染拡大防止対策（利用条件、入場制限、濃厚接触を回避するための接客方法、電子決済の導入状況等）について、クルーズ船社への情報提供に努める。
- ・本組合は本港に寄港するクルーズ船が寄港地観光を目的とする場合については、クルーズ船社が、自らのクルーズ旅客に求めるマスクの着用その他の寄港地観光中の感染防止対策や、寄港地観光ツアーにおいて実施される対策の周知等をクルーズ船社と連携して行うことで、寄港地のクルーズ船受入関係者等の不安払拭に努める。

2 着岸申請

クルーズ船社より名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和36年4月1日条例第2号）第3条及び同施行規則第3条に基づき係船岸壁の使用許可申請書の提出があり、同施行規則第4条に基づき使用許可をする際は、通常の審査に加え、当分の間は、日本海事協会の認証（バイオセーフティマネジメント

システム)を取得していることを条件とし、港湾の背後地における感染症の発生状況や医療機関の対応状況等も考慮する。また、本港がクルーズの発着港となるときは、クルーズの開始後に下船できなくなる事態が生じないようにクルーズ船社と協議を行った上で判断する。

3 ポートビル及びポートハウス使用時の感染防止策

ポートビル又はポートハウス(以下「ガーデン施設」という。)をチェックインカウンター等として使用する場合は、ガーデン施設の感染防止策に従う。なお、港湾ガイドライン等に照らし、クルーズ船受入に係る特有の感染防止策が必要な場合、本組合は港湾ガイドラインに基づく感染防止策(港湾ガイドライン「3. 旅客ターミナル等全般における感染防止」、「4. 旅客ターミナル等の従業者の感染防止」、「5. 乗船時の感染防止(3)乗船前(旅客ターミナル内～乗船口)における対応」)の実施において、ガーデン施設の施設管理者に確認、調整を行うとともに、クルーズ船社とガーデン施設の施設管理者との調整を支援する。なお、本組合がガーデン施設の施設管理者に確認、調整する事項は以下のとおりである。

- ・施設内の運用において適切な対人距離(2mを目安。最低1m。)が確保されているか確認
- ・旅客や乗組員と、ガーデン施設内の従業者との接触機会をなるべく少なくし、接触機会が生じる場合は港湾ガイドライン「4. 旅客ターミナル等の従業者の感染防止」を遵守してもらうよう各施設管理者と調整
- ・待ち列の発生が想定される場所(チェックインカウンター付近など)の床等に列の間隔を表示することについて
- ・ガーデン施設内の換気について(必要に応じて扉の開放など)
- ・他人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を最小限にすることについて
- ・ガーデン施設内高頻度接触部位の消毒の状況について
- ・ガーデン施設へのポスター掲示について
- ・手指消毒液の設置状況
- ・既設の座席等の感染防止策について
- ・トイレ内の感染防止策について
- ・喫煙スペースの感染防止策について
- ・必要に応じた当日のアナウンスの実施について

4 乗船時、下船時の対応

(1) 乗船時(帰船・再乗船も含む)の感染予防策

- ・本組合はチェックイン時間帯の分散をクルーズ船社に要請する。
- ・本組合は対人距離確保のため、待ち列が発生する場所については2m(最低1m)間隔を保つようクルーズ船社に要請するとともに、クルーズ船社で床等に列の間隔を表示するなどの措置を行うときは、クルーズ船社とガーデン施設の施設管理者との調整を支援する。
- ・本組合は、接客にあたって、感染防止対策(マスク着用、アクリル板や透明ビニールカーテン等に

よる遮蔽等)を適切に行うようクルーズ船社に要請を行う。(※透明カーテン等に係る火災予防の留意点について港湾ガイドラインを遵守すること。以下、同じ。)

- ・クルーズ船社は体温検査、その他必要に応じた感染防止策を実施すること。本組合はクルーズ船社が行う感染防止策等に協力する(必要とする空間の確保、旅客動線の調整など)。
- ・本組合はポスター掲示等により待ち列での乗客同士の会話を控えるよう促す。

(2) 下船時(一時上陸含む。以下同じ)の水際対策

- ・本組合は下船時間帯の分散をクルーズ船社に要請する。
- ・本組合は対人距離確保のため、待ち列が発生する場所については2m(最低1m)間隔を保つようクルーズ船社に要請するとともに、クルーズ船社で床等に列の間隔を表示するなどの措置を行うときは、クルーズ船社とガーデン施設の施設管理者との調整を支援する。
- ・本組合は、接客にあたって、感染防止対策(マスク着用、アクリル板や透明ビニールカーテン等による遮蔽等)を適切に行うようクルーズ船社に要請を行う。
- ・クルーズ船社は体温検査、その他必要に応じた感染防止策を実施すること。本組合はクルーズ船社が行う感染防止策等に協力する(必要とする空間の確保、旅客動線の調整など)。
 - ークルーズ船社は乗客乗員の健康状態について十分把握するとともに船内のサーモグラフィー等により下船者の体温測定を行う。発熱が確認された場合または自ら体調不良を訴える者がいた場合は船医の診察をうけ、必要に応じて検査を行い、感染が確認された場合は、速やかに保健センターに連絡し、指示を仰ぐ。
- ・クルーズ船社は、発熱等の症状がある人は申し出るように呼びかける。
- ・本組合はポスター掲示等により待ち列での乗客同士の会話を控えるよう促す。

5 受入業務に従事する職員等の健康管理

受入業務に従事する本組合職員及び関係者は「新しい生活様式」の実践例をよく理解するとともに、日々の健康管理(検温の実施、倦怠感、咳、呼吸困難、その他症状のチェック)を行い自分の健康状態を常に把握する。特に、感染が確認された場合、濃厚接触があったとされた場合又は寄港当日に発熱などの症状がある場合は、受入業務に従事することはできないものとする。また、当日の受入業務中に発熱などの症状が見られた場合は、業務を中断し、直ちに帰宅させるものとする。

6 感染者が発生した場合に備えた事前調整等

感染症が発生した場合に備え、本組合は以下のとおり事前調整及び事前準備を行う。

- ・クルーズ船社と休日・夜間を含む連絡体制の共有等を行う。
- ・緊急搬送動線を以下の点に注意し確保するとともにクルーズ船社と調整を行う。
 - ー一般の下船動線との分離。搬送業務従事者とその他の者の動線・待機場所の分離。船内隔離室等から下船口に至る連続した動線の確立。救急車等に乗り込む場所を下船口近傍に確保するとともに、搬送される乗客等が一時的に待機できるスペースの確保。プライバシー確保のための目隠

しの実施等。

- ・管理している埠頭用地及び本組合施設に関し、提供可能な場所、面積、電源、上下水道、通信等の情報や、各施設管理者の連絡先、防災拠点等の備蓄資機材等の情報を予め整理する。
- ・事案が発生したクルーズ船の係留場所の想定、クルーズ船の支援に従事する自衛隊等が活動拠点として利用する船舶の係留場所の想定を行う。
- ・バス・ハイヤー事業者、宿泊施設、廃棄物や排水処理事業者等のリスト作成を行う。
- ・船内で感染者が確認された場合の他の旅客（感染者及び濃厚接触者以外の者）の交通手段の確保についてクルーズ船社の支援を行う。
- ・事案対応時に必要となる物品・装備等（マスク、使い捨て手袋、防護服、公用車等）の準備を行う。
- ・国等より関連資機材（簡易ベッドや投光器等）の調達を要請された場合に備え、調達先のリストの作成を行う。

7 その他

- ・本マニュアルの実施にあたって、クルーズ船社は信義誠実の原則に則り対応するとともに、本組合とともに安全・安心な入港の実現に向けて最大限の努力をすること。
- ・本マニュアルは、今後の状況に応じて、適宜、必要な見直しを行うものとする。

【参考】

- ・「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」（令和2年9月18日（初版）、令和2年10月23日（第二版）・日本港湾協会）
- ・「当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について」（令和2年9月18日、令和2年10月23日（一部見直し）・国土交通省港湾局）
- ・「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年9月18日（初版）、令和2年10月23日（第二版）・日本外航客船協会）